

9 視覚障がい者の雇用促進

指定介護老人福祉施設における視覚障がい者の雇用促進については、従前から御理解・御協力をお願いしてきたところ、現在、府内で10数人の視覚障がい者あん摩マッサージ指圧師が機能訓練指導員として雇用され、活躍されています。

平成30年度介護報酬改定では、機能訓練指導員の対象資格に「一定の実務経験※を有するはり師及びきゅう師」が追加されました。

指定介護老人福祉施設におかれては、このことも踏まえ、視覚障がい者の雇用促進に一層の御理解・御協力をお願いします。

なお、令和2年7月7日付けで視覚障がい者あん摩マッサージ指圧師の雇用に関する求人情報の提供をお願いしましたが、視覚障がい者はり師及びきゅう師についても同様に御対応いただきますよう、お願いします。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験